

保健事業の実施部門について

- 平成20年度から、40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診・保健指導が保険者に義務づけられており、加入者の生活習慣病を予防し、医療費の適正化を図るためには、保健事業への取組が重要となる。
- また、平成24年度における健診実施率、保健指導実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群者の減少率の目標が参酌標準(案)として示されており、平成25年度からは、各保険者における当該目標の達成状況を踏まえ、後期高齢者支援金の加算・減算が行われることから、後期高齢者支援金の負担を軽減するためにも、保健事業への取組みが重要である。
- さらに、保険者として、被保険者や患者の立場から健康づくりや医療に関する情報提供の充実を図っていく必要がある

